

独立行政法人日本芸術文化振興会が達成すべき  
業務運営に関する目標  
(中期目標)

令和5年2月28日

文部科学省

## 目 次

I	政策体系における法人の位置付け及び役割	1
II	中期目標の期間	3
III	国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	3
1	文化芸術活動に対する援助	3
2	伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演	5
3	伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修	9
4	伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用	12
IV	業務運営の効率化に関する事項	13
V	財務内容の改善に関する事項	14
VI	その他業務運営に関する重要事項	15

※Ⅲ 1～4の各項目を一定の事業等のまとまりとする。また、Ⅲ 1～4及びⅣ～Ⅵの各項目を評価の単位とする

独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 29 条の規定により、独立行政法人日本芸術文化振興会(以下「振興会」という。)が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)を定める。

## I 政策体系における法人の位置付け及び役割

### <法人の使命>

振興会は、独立行政法人日本芸術文化振興会法(平成 14 年法律第 163 号)第 3 条にあるとおり、芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能(以下「伝統芸能」という。)の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術(以下「現代舞台芸術」という。)の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与することを目的としている。

我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、①文化芸術の豊かな広がりを実現すること、②我が国の貴重な財産である伝統芸能を後世に伝えていくこと、③多彩で豊かな芸術の創造活動を活性化させること等の役割を果たすことが求められているところであり、その基盤の整備、活動の発展は我が国の文化芸術の振興において不可欠である。

### <法人の現状と課題>

振興会は以下に示すような課題に対応していくことにより、持続的な開発への貢献等様々な社会的諸要請に応え、芸術その他の文化の向上に寄与する施策を実施することが求められている。

- ・我が国の文化芸術活動に対する援助に関する中核的な拠点として、アーツカウンシル機能(専門家による助言、審査、評価等)の強化を図ること。
- ・振興会がより幅広く多くの人々に鑑賞機会を提供していくため、新たな観客層の開拓・育成等を図ること。
- ・再整備された国立劇場が、我が国の誇る文化芸術の魅力を世界に発信し、文化観光の中核的拠点としても機能するように、国立劇場としてふさわしい在り方を検討すること。
- ・現代舞台芸術分野においては、国内で優れたアーティストが切磋琢磨する環境を醸成すること。
- ・振興会が所蔵する公演映像等の各種資料についてデジタルアーカイブ化を推進し、映像配信・公開・利用を促進するとともに、我が国の優れた舞台芸術公演について、外部の関係機関と連携協力体制を構築しつつ、情報発信機能の充実について検討すること。

- ・伝統芸能分野の課題解決に向けて振興会が中心的な役割を果たしながら、その上で伝統芸能分野の養成研修については、応募者の増加と研修生の就業定着を図ること。
- ・公演事業における収支の改善を図るとともに、多様な財源の獲得に努めること。
- ・振興会が使命を果たしていく上で必要な人材の専門性を一層高度化させるため、外部機関との交流及び外部人材との連携や多様な働き方の活用を進めること。

#### <政策を取り巻く環境の変化>

「文化芸術基本法」（平成13年法律第148号）が平成29年6月に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、振興会にも法の基本理念（同法第2条）の実現に寄与することが求められている。

文化芸術推進基本計画（第2期）の重点取組においては、ポストコロナの文化芸術活動の推進として、我が国におけるアーツカウンシル機能の強化等が示されている。

また、文化芸術のグローバル展開の加速として、世界の目線や潮流、市場を踏まえた積極的かつ戦略的な文化芸術の発信に係る取組の実施、世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点となるために必要な人材育成、環境づくりに係る取組の実施、気候変動や持続的な開発といった地球規模の課題解決への貢献が求められている。

こうした目標の達成において、振興会がナショナルセンターとして大きな役割を果たすことが求められている。

さらに、「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（令和2年法律第18号）が制定され、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

それらを踏まえ、振興会が各種事業を実施するに当たっては、国内外に我が国の誇る文化芸術の魅力を発信することを意識し、普及・啓発を進めること、また、国内においても新たな担い手が形成され、伝統文化の保存・継承とともに新たな芸術活動の創造が進む好循環を形成することが必要とされている。

劇場の運営については、国立の劇場として世界に存在感を示すことが求められるとともに、新型コロナウイルス感染症等世界規模で起こる事象により、人々の価値観が変化している中、社会状況に対応した劇場の在り方を確立していくことが必要とされている。

また、国立劇場、国立演芸場、伝統芸能情報館（以下「国立劇場等」という。）について

は、令和5年度をもって閉館し、PFI事業による再整備を進めることとなっている。伝統芸能の保存振興を図るために国立劇場等が果たしてきた機能を再整備期間中も継続するとともに、今後他の劇場施設についても老朽化が見込まれることから、長期的な視点で改修計画を検討することが必要とされている。

## II 中期目標の期間

中期目標の期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までの5年間とする。

## III 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

### 1 文化芸術活動に対する援助

振興会は、我が国の文化芸術振興の中核的拠点として、芸術の創造又は普及を図るための活動、地域の文化の振興を目的として行う活動などに対して多様な資金を活用した文化芸術活動に対する助成金の交付及びこれらに関する情報提供などに積極的に取り組む必要がある。

また、公的支援については、社会的費用から社会的必要性に基づく戦略的な投資として捉え直すなどその社会的な捉え方も変化している。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

#### (1) 助成金の交付

水準の高い活動への助成、その普及や地域性等にも配慮した幅広く多様な助成とのバランスを図り、より効果的で戦略的な支援を行うことを目標として、次に掲げる活動に対し助成金を交付すること。

- ① 芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための公演、展示等の活動
- ② 文化施設において行う公演、展示等の活動又は文化財を保存し、若しくは活用する活動で地域の文化の振興を目的とするもの
- ③ その他、文化に関する団体が行う公演及び展示、文化財である工芸技術の伝承者の養成、文化財の保存のための伝統的な技術又は技能の伝承者の養成その他の文化の振興又は普及を図るための活動

事業の実施に当たっては、より効果的かつ効率的な助成を行うために、文化芸術に対する国の支援施策や社会状況を踏まえて不断の見直しを行うとともに、適切な組織体制の再編・強化を行い、芸術団体の自律的・持続的発展を目指す伴走型支援の在り方について検討すること。

また、文化芸術に対する国の支援施策や社会状況を踏まえ、専門人材の計画的配置を進

めること。その際には、他の独立行政法人等の専門機関や団体と連携して人員を配置するなど、アーツカウンシル機能の強化に向けた協働体制を確立・強化すること。

(2) 助成に関する情報等の収集・提供

集積した情報のデータベース化や、文化芸術活動への助成に関する情報等の収集・提供を推進すること。

(3) 芸術文化振興基金の多様な財源確保と管理運用

運用益が減少する中においても、助成事業が安定的に実施できるよう、多様な財源の確保に努めること。芸術文化振興基金の管理運用については、安全性、客観性及び透明性を確保すること。

【指標】

- 1-1 効果的な助成が行われたか。(独立行政法人日本芸術文化振興会法第 12 条に基づき設置する評議員会が行う評価 (以下「評議員会の評価」という。) を踏まえ判断する)
- 1-2 助成金の交付状況 (交付件数等の実施内容を踏まえ判断する)
- 1-3 公演等調査件数 (前中期目標期間実績 (平成 30 年度から令和 4 年度実績の平均値をいう。以下同じ。) の維持)
- 1-4 プログラムディレクター・プログラムオフィサーによる芸術団体等への助言に対する満足度
- 1-5 文化芸術活動に対する援助について、目標に従い業務を実施しているか (評議員会の評価を踏まえ判断する)

【関連指標】

- 1-A 芸術文化振興基金の運用状況や資金の受入れ状況 (運用収入等の状況等を踏まえ判断する)

【重要度：高】

アーツカウンシル機能による専門的な助言・相談、申請事業の審査、助成事業の事後評価、調査研究等については一層充実させるための取組を進め、文化芸術への支援をより有効に行うことは重要となる。

<目標水準の考え方>

- 1-1 効果的な助成が行われたかを判断するため、振興会のアーツカウンシル機能が実施する事後評価結果の情報を、評議員会に対して提供し、これに基づく評議員会の評価を踏

まえ判断する。

- 1-2 助成金の交付については件数等を毎年度確認することにより実施状況を把握し、第4期中期目標期間における実績を基準とした状況変化を評価において考慮する。
- 1-3 助成事業が効果的かつ効率的に実施されているかについては継続的に確認していく必要があることから、公演等調査件数については、第4期中期目標期間と同水準の目標値を設定する。
- 1-4 文化芸術活動をより充実させるためには、アーツカウンシル機能の一層の推進が必要であり、実施体制の中心であるプログラムディレクター及びプログラムオフィサーが、芸術団体に対し、より有効な助言等の協力を行う必要があるという観点から芸術団体等への助言に対する満足度について目標値を設定する。
- 1-5 支援の在り方についての検討状況、助成に関する情報等の収集・提供状況等、文化芸術活動に対する援助について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。
- 1-A 芸術文化振興基金の運用収入や資金の受入れ状況等については、金利の状況等により変動することから、それらについては状況を毎年度確認するとともに、第4期中期目標期間において行った政府出資金の一部国庫納付後の状況変化を評価において考慮する。

#### <想定される外部要因>

助成事業については、予期し得なかった外部要因による影響などの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

## 2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演

振興会は、伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及を図るため、幅広く多くの人が鑑賞できるよう、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演を行う必要がある。

なお、国立劇場等の再整備期間中には、代替施設での公演により、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する必要がある。

また、ICTを活用した舞台映像の配信や快適な観劇環境の形成等によって新たな観客層の開拓に努めるとともに、多言語による公演や体験型プログラム等によって国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かりやすく紹介する必要がある。

さらに、これらの取組を推進するに当たっては、企画内容や広報、営業宣伝、ニーズの把握、関係団体との連携等について戦略的に取り組む必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

### (1) 主催公演

- ① 多様な伝統芸能を伝承のままの姿で公開するように努めること。加えて、新たな技術や表現手法等を用いた上演方法も検討し、伝統芸能の多様性を確保するように努めること。
- ② 国際的に比肩しうる高い水準の現代舞台芸術を自主制作により公演すること。
- ③ 公開・公演の目的、期待する成果等を明確にし、外部の専門家等からの意見や鑑賞者の要望等を踏まえた評価等を行い、事業の充実に反映させること。
- ④ 幅広く多くの人々が鑑賞することを目指して新たな観客層の開拓に努めるとともに、歌舞伎、文楽、オペラ等の各分野において、適切な鑑賞者数及び公演収支の改善目標を設定し、その達成に努めること。
- ⑤ 国、地方公共団体、関係する独立行政法人、他の劇場・音楽堂等、芸術団体、企業等との連携協力等を強化すること。
- ⑥ 青少年や社会人等を対象とする公演の種類、回数を充実するとともに、各鑑賞事業の連携協力を強化すること。
- ⑦ 多言語による公演や外国人向けの体験型プログラム、海外の芸術団体等との連携・協力体制の構築等、コンテンツとしての伝統芸能及び現代舞台芸術の魅力を高めるための取組を強化すること。
- ⑧ ICTを活用した舞台映像の配信等により、国内外の幅広い人に鑑賞の機会を提供すること。

## (2) 快適な観劇環境の形成

各劇場の鑑賞者や観劇希望者の要望、利用実態等を踏まえたサービスを提供することにより、観劇前後を含めた体験の質の向上に努めるとともに、高齢者、障害者、外国人等を含めた来場者本位の快適な観劇環境を形成することにより、来場者の満足度の向上を図ること。

また、これらを把握する手法として、テナント事業者が運営するショップ、レストラン等も含め、幅広い観点で観客に対するアンケート調査を実施し、観劇環境の向上に活用すること。

なお、再整備期間中における代替施設での公演においても、引き続きアンケート調査を実施し、鑑賞者の要望や利用実態等の把握を行うこと。

## (3) 広報・営業活動の充実

年間の主催公演を通して購入できるシーズンシートの拡充や、運営する会員組織の会員に向けた各種サービスの提供、外国人向けの広報・営業、潜在的なニーズの把握、関係機関との連携等に戦略的に取り組むこと。

なお、ホームページについては、アクセシビリティの向上を図り、利用者が最新の情報



に容易にアクセスできるようにすること。

#### (4) 劇場の使用効率の向上等

主催公演の日程をより効率的に設定し、民間団体等の活動の場として貸出しを拡充するなど、劇場の使用効率の向上を図るとともに、鑑賞機会の増加を図ること。

また、振興会が有する各劇場の相乗効果を最大限に発揮するための取組を推進し、効果的な運営を行うこと。

#### (5) 日本博の運営・実施

東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に始まった「日本博」は、内閣総理大臣を議長とする第 3 回日本博総合推進会議（令和 4 年 5 月 12 日）において、大阪・関西万博が開催される 2025 年を新たなターゲットに「日本博 2.0」として全国展開していくことが決定された。

振興会は、「日本博 2.0」の企画・実施等における中心的な役割を担う事務局を運営し、国内外の観光需要の回復や、地域の文化資源を活用した体験滞在の満足度向上等に寄与する取組を図ること。

### 【指標】

- 2-1 歌舞伎、文楽、オペラ等の分野毎の入場者数及び公演収支の改善等の状況（達成目標は年度計画で分野毎に設定する）
- 2-2 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の公演数（達成目標は年度計画で分野毎に設定する）
- 2-3 伝統芸能の公開において、復活・復曲・新作の上演を実施した作品数（前中期目標期間実績の維持）
- 2-4 青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数（達成目標は年度計画で設定する）
- 2-5 外国人向け公演の入場者数（達成目標は年度計画で設定する）
- 2-6 オンライン動画配信の視聴数（達成目標は年度計画で設定する）
- 2-7 日本博採択事業の来場者満足度（採択時に設定した目標値に達した事業の割合が3分の2以上）
- 2-8 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演について、目標に従い業務を実施しているか（評議員会の評価を踏まえ判断する）

### 【関連指標】

- 2-A 全国各地の文化施設等における公演数（再整備期間中における代替施設における公演、共催・受託公演や地方自治体等の協賛公演等の公演数）

【重要度：高】【困難度：高】

我が国の舞台芸術の魅力を世界に発信する取組を強化していくとともに、少子高齢化や人口減少等を踏まえ、新たな観客層の開拓・育成等を図ることは、我が国における伝統芸能の保存振興及び現代舞台芸術の振興普及の中核的拠点である振興会として重点的に取り組むべき課題である。

多様な伝統芸能を伝承のままの姿で公開するために、伝統芸能の復活・復曲上演並びに古典的技法を基盤とした新作を適切に実施するに当たっては、過去の上演資料の調査や上演台本の整理等の公演準備を長期的な視点で計画的に実施する必要がある、かつ演技演出等に関する専門的な知見を要することから困難度は高い。

<目標水準の考え方>

- 2-1 分野毎の入場者数及び公演収支の改善等の状況については、分野毎に制作方針等が異なること及び国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況や規模等の影響を受けることから、年度計画で目標値を設定する。
- 2-2 伝統芸能の公開によるその適切な保存振興、国際的に比肩し得る高い水準の現代舞台芸術の振興普及は、継続的かつ安定的に実施する必要があるが、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況等の影響を受けることから、公演数については年度計画で目標値を設定する。
- 2-3 伝統芸能の公開において、復活・復曲・新作の上演を実施した作品数については、演目の多様性を確保するため、上演の途絶えた演目や廃絶曲の上演及び新作の企画を実施する必要があることから、困難度の高い目標の指標とする。なお、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況や利用できる舞台設備による制約等の影響を受けることから中期目標期間における公演数が減少する見込みであるため、第4期中期目標期間の実績と同水準の目標値を設定する。
- 2-4 青少年や社会人等を対象とした公演の入場者数については、国立劇場等の再整備の影響を踏まえ年度計画で目標値を設定する。
- 2-5 外国人向け公演の入場者数については、国立劇場等の再整備の影響を踏まえ年度計画で目標値を設定する。
- 2-6 新たな観客層の開拓につながる指標とする舞台映像の配信の視聴数は、当該年度の公

演の実施及び公開状況に影響されること、国立劇場等の再整備期間中は代替施設の制約もあることから、視聴数については年度計画で目標値を設定する。

2-7 令和4年度の採択事業については採択時に各事業の満足度の目標値を設定していないが、仮に採択事業の満足度の平均値を採択時に設定した目標値とした場合、実績値は64.7%となることから、この実績を上回る3分の2以上を目標値とする。

2-8 公演内容の企画性やその成果、観客層の多様化の状況や新たな観客層の開拓に向けた取組状況、快適な観劇環境の形成、広報・営業活動の充実、劇場の使用効率の向上並びに経費の適切な見直し等、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。

2-A 再整備期間中の代替施設における公演を含む全国各地の文化施設等における公演数については、共催・受託等の相手方となる地方自治体等の状況に影響を受けることから、その実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。

#### <想定される外部要因>

公演については、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況等により実施状況が変化する可能性がある。

また、その他の工事等の事情が生じた場合は、休館等をせざるを得ないことがある。さらに、予期し得なかった外部要因による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

入場者数については、劇場の座席数による制約が前提として存在する。国立劇場等の再整備期間中は国立劇場及び国立演芸場で実施してきた公演を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況や規模等の影響を受ける。

また、外国人向け公演の入場者数の増加は、訪日外国人の増加等にも影響されることから、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

### 3 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修

振興会は、伝統芸能の保存振興、現代舞台芸術の振興普及を図るため、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修を長期的な視点に立ち効果的かつ効率的に実施する必要がある。

なお、国立劇場等の再整備期間中には、代替施設において、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

- (1) 伝統芸能の伝承者の養成については、民間では養成が困難であることから振興会として実施すべき分野に限定すること。

また、関係団体の要望や外部専門家等の意見等を踏まえ、養成すべき分野の選択に係る具体的な方針を定めるとともに、養成すべき分野、養成人数等の選定に至った経緯、理由を明らかにし、毎年度、各分野の実情及び研修修了者の動向を把握して不断の見直しを行い、伝承者の充実を図ること。

事業の実施に当たっては、より効果的かつ効率的な養成事業を行うため、歌舞伎、大衆芸能、能楽、文楽の各分野を横断的に所管する「国立劇場伝統芸能伝承者養成所」を設置し、戦略的な広報を行うことなどで、養成事業に関する国民の認知度を高めるとともに、研修生に対する支援の充実等により研修修了後の就業定着に努めること。

- (2) 現代舞台芸術の実演家の研修については、高い技術と豊かな芸術性を備えたオペラ歌手、バレエダンサー及び演劇俳優を確保することを目的に、新国立劇場の公演をはじめとする水準の高い舞台に出演する次代のグローバルトップとなりうる実演家を養成するよう努めること。

なお、事業の実施に当たっては、適切な指標を設定し、民間団体の役割を踏まえつつ、研修環境のさらなる充実を図ることによって優れたアーティストが切磋琢磨する環境を醸成し、グローバルな視点に立って組まれた体系的なカリキュラムによって、安定的かつ継続的に行うこと。

また、研修成果については、研修修了者の活動状況を示すなど、国民に分かりやすい形で明らかにすること。

加えて、外部専門家等の意見を聴取し、成果の検証を厳密に行い、長期的な視点を踏まえて研修分野・規模について不断の見直しを行うこと。

- (3) 上記のほか、以下の観点を踏まえて事業を実施すること。

- ① 養成・研修事業の国民への周知
- ② 学校等との連携による養成・研修成果の活用
- ③ 伝統芸能の伝承者及び現代舞台芸術の実演家等を確保するための効果的かつ効率的な取組の検討
- ④ 再整備後を見据えた伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の養成・研修事業の在り方の検討
- ⑤ 公演の制作及び舞台技術等に関するインターンシップや実地研修の受入れ等による人材養成
- ⑥ 研修修了後のキャリアパス形成に向けた関係団体との連携

### 【指標】

- 3-1 研修発表会の開催回数（達成目標は年度計画で設定する）
- 3-2 既成者研修発表会の開催回数（達成目標は年度計画で設定する）
- 3-3 事業の周知、研修志望者の研修内容への理解や応募者の増加に関する取組の実施状況（研修見学会や広報活動の内容等）
- 3-4 研修修了者の活動状況
- 3-5 伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修について、目標に従い業務を実施しているか（評議員会の評価を踏まえ判断する）

### 【関連指標】

- 3-A 公演制作及び舞台技術等に関する人材養成の取組状況（公演制作者や舞台技術者等の実地研修の受入れ状況等）

#### <目標水準の考え方>

- 3-1、3-2 研修発表会や既成者研修発表会は、研修生等の技芸の習得及び向上という観点から、一定の段階毎にその成果を測るため必要であるが、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場で実施してきた発表会を代替施設で実施するため代替施設の利用状況等の影響を受けることから、開催回数については、年度計画で目標値を設定する。
- 3-3 次期研修生の募集が、分野により1年から3年おきに行われることから、事業の周知等に関する取組については、その実施状況を毎年度確認するとともに、前中期目標期間における実績を基準とした推移を評価において考慮する。
- 3-4 研修修了者が国内外の団体等に所属し、伝承者及び実演家として活動する状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。
- 3-5 養成・研修の実施状況、研修修了者の状況、研修修了者等が実施する文化普及活動、伝統芸能分野と現代舞台芸術分野の相互交流の実施状況等、伝統芸能の伝承者の養成及び現代舞台芸術の実演家その他の関係者の研修について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。3-A 公演制作者や舞台技術者等の実地研修の受入れについては、外部からの要望へ対応して実施されることが想定されるため、その実施状況を毎年度確認するとともに、前年度を基準とした変化等を評価において考慮する。

#### <想定される外部要因>

研修発表会や既成者研修発表会については、国立劇場等の再整備期間中は国立劇場で実施してきた発表会を代替施設で実施するため、代替施設の利用状況等により実施状況が変化する可能性がある。

また、予期し得なかった外部要因による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

#### 4 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する調査研究の実施並びに資料の収集及び活用

振興会は、伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究並びに資料の収集及び活用を実施する必要がある。

また、得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、研究者・教育者、文化芸術関係組織・機関等及び一般に幅広く提供するとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど効果的に活用する必要がある。

なお、国立劇場等の再整備期間中には、整備状況等を踏まえつつ、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する必要がある。

以上を踏まえ、次の目標に従い業務を実施することとする。

- (1) 調査研究については、所期の目的を達成したものから見直しを行い、振興会ならではの特性のあるものに重点化を図ること。
- (2) 成果については、文化デジタルライブラリーや一般公開施設における展示公開等多様な方法を用いて幅広く提供するとともに、舞台映像等の配信に係る権利処理等を行うための関係機関等と連携した取組やデジタルアーカイブ化の推進など、より効果的に活用すること。その際には、利用者の利便性の向上と広報活動の強化を図ること。
- (3) 舞台芸術分野における国立の機関としての役割を果たすため、外部の関係機関とのネットワーク構築を推進しつつ、情報発信機能の充実について検討すること。
- (4) 伝統芸能及び現代舞台芸術に関する公開の講座、公演記録映像の鑑賞会等を実施すること。
- (5) 一般利用者等の意見・要望等を聴取するとともに、外部専門家等の意見を踏まえ、事業の充実に反映させること。

#### 【指標】

- 4-1 展示公開の来場者数（達成目標は年度計画で設定する）
- 4-2 文化デジタルライブラリーアクセス件数（前中期目標期間実績以上）
- 4-3 舞台映像等の有料配信コンテンツ視聴者数（前中期目標期間実績以上）
- 4-4 調査研究の実施並びに資料の収集及び活用について、目標に従い業務を実施している

か（評議員会の評価を踏まえ判断する）

#### <目標水準の考え方>

- 4-1 展示公開の来場者数については、調査研究における成果や収集した資料等について活用を拡大するという観点から展示公開を実施する必要があるが、国立劇場等の再整備期間中は伝統芸能情報館及び国立演芸場での展示公開を休止するため、第4期中期目標期間の実績との比較ではなく、年度計画で目標値を設定する。
- 4-2 調査研究における成果や収集した資料等について活用を拡大するという観点から文化デジタルライブラリーアクセス件数については、第4期中期目標期間の実績以上の目標値を設定する。
- 4-3 舞台映像等の有料配信コンテンツ視聴者数については、伝統芸能及び現代舞台芸術の普及とともに、新たな財源の確保に努める必要があることから、第4期中期目標期間の実績以上とする目標値を設定する。
- 4-4 調査研究、資料収集・活用の実施状況、刊行実績、展示公開、資料等の活用における関係機関等との連携、公演記録の作成、公開講座等の実施状況等、調査研究の実施並びに資料の収集及び活用について、目標に従い実施しているかについては、評議員会の評価を踏まえ判断する。

#### <想定される外部要因>

展示公開については、国立劇場等の再整備期間中は伝統芸能情報館及び国立演芸場で実施する展示公開を休止する。

また、その他の工事等の事情が生じた場合は、休館等をせざるを得ないことがある。さらに、予期し得なかった外部要因による影響など、これらの事情を考慮し、評価においては適切に対応するものとする。

## IV 業務運営の効率化に関する事項

### 1 業務運営の取組

運営費交付金を充当して行う事業については、一般管理費及び業務経費の合計について、中期目標期間の最終年度において、令和4年度比5%以上の効率化を図る（特殊要因経費、新たに追加される業務及び公租公課を除く）。なお、新たに追加される業務は、引き続き特殊要因経費とされるものを除き、これに準じて翌年度から効率化を図ることとする。

また、人件費については「3 給与水準の適正化等」に基づき取り組むこととし、本項

の対象としない。

## 2 組織体制の整備・強化

組織の機能向上のため、劇場間の連携強化や業務・組織体制の整備等を図ること。特に、国立劇場等の再整備期間中の業務及び組織体制を整備するとともに、再整備後を見据えた業務の効率化及び組織の機能強化を図ること。

## 3 給与水準の適正化等

給与水準については、公務員の給与改定に関する動向等を踏まえ、国家公務員の給与水準等とともに業務の特殊性を十分考慮し検証した上で、その適正化に取り組むとともに、検証結果や取組状況を公表すること。

## 4 契約の適正化

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成 27 年 5 月 25 日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施し、「調達等合理化計画」に沿って、一層の競争性、公正性及び透明性の確保に努め、契約の適正化を推進すること。

## 5 共同調達等の取組の推進

周辺の機関等と連携し、コピー用紙等の消耗品や役務について、共同して調達する取組を年度計画等に具体的な対象品目等を定めた上で進めること。

## 6 情報通信技術を活用した業務の効率化

グループウェア等 I C T の活用により、業務の効率化を推進すること。

## 7 予算執行の効率化

運営費交付金の会計処理として、収益化単位の業務ごとに予算と実績を適切に管理すること。

# V 財務内容の改善に関する事項

## 1 自己収入の確保

事業展開に当たっては、国民の鑑賞機会の確保、芸術活動の独創性等に十分留意しつつ、公演収支の分析や料金の見直し等により安定的な自己収入の確保を図るとともに、業務の質の向上等に必要な資金の充実を図るため、保有財産の有効活用、クラウドファンディング等を活用した外部資金の獲得など多様な財源確保に努め、運営費交付金等の国費のみに頼らない財務構造へのシフトを目指すこと。

また、自己収入の確保に伴い、各事業年度に計画的な収支計画を作成し、経費等の適切な見直しにより事業収支の改善を図る。

## 2 決算情報・セグメント情報の充実等

振興会の財務内容等の透明性を確保するとともに、活動内容を政府・国民に対して分か



りやすく示し、理解促進を図る観点から、事業のまとまりごとに決算情報・セグメント情報の公表の充実等を図ること。

### 3 保有資産の処分

保有資産の見直し等については、「独立行政法人の保有資産の不要認定に係る基本的視点について」(平成 26 年 9 月 2 日付け総管査第 263 号総務省行政管理局通知)に基づき、保有の必要性を不断に見直し、保有の必要性が認められないものについては、不要財産として国庫納付等を行うこと。

## 【指標】

### 5-1 自己収入の確保状況（達成目標は年度計画で事業毎に設定する）

## VI その他業務運営に関する重要事項

### 1 内部統制

法令等を遵守し、有効かつ効率的に業務を遂行するため、業務の特殊性や実施体制に応じた効果的な統制機能の在り方を検討するとともに、理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、法人の運営方針等を役職員に浸透させるなど、適切な業務運営に努めること。

また、その取組状況及びそれらが有効に機能しているか等については、内部監査、監事監査等において定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うこと。

振興会における業務運営全般について、外部有識者を含めて検討し、その結果を組織、事務、事業等の改善に反映させること。

### 2 情報システムの整備・管理及び情報セキュリティ対策

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」(令和 3 年 12 月 24 日デジタル大臣決定)にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

保有する情報については、法令等に基づき適切に情報の開示を行うとともに、政府の方針を踏まえた適切な情報セキュリティ対策を推進するなど、責任ある体制を構築するために必要な措置を取ること。

情報セキュリティについては、政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティポリシーを適時かつ適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むこと。

また、対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

### 3 施設及び設備に関する計画

- ① 劇場等の安全かつ快適な施設環境を維持するとともに、業務の目的・内容に適切に対応するため、長期的視野に立った整備計画を策定し、施設・設備に関する整備を行うこと。
- ② 国立劇場本館は開場から 50 年を経過しており、老朽化が著しいため、安全面及びサービス向上の両面から抜本的に改善する。

また、「国立劇場の再整備に係る整備計画策定に向けた基本方針」（令和 2 年 3 月 30 日国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム）に基づき、伝統芸能の保存振興の着実な実施に加え、伝統芸能に関する人材養成機能・情報発信機能等の強化、観光振興やまちづくりへの貢献といった観点からの機能強化を行う。このため、「国立劇場の再整備に係る整備計画」（令和 2 年 7 月 14 日国立劇場再整備に関するプロジェクトチーム）に基づき、再整備事業を推進する。その際には、国立の劇場であることを前提としつつ、民間事業者からの提案やノウハウに基づく要素を取り入れる。

### 4 人事に関する計画

人事管理（人件費、意識改革、専門性の確保等）、人事交流の適切な実施により、内部管理事務の改善を図ること。なお、人材確保・育成方針に基づき、デジタル分野等専門的分野も含めた必要な人材の養成・確保及び研修の実施により業務に必要な専門知識の向上等を図ること。

また、効率的かつ効果的な業務運営を行うため、外部人材との連携やクロスアポイントメント制度等の多様な働き方の活用を検討すること。

### 5 その他振興会の業務の運営に必要な事項

特定の公益法人に対し随意契約により継続して委託している新国立劇場及び国立劇場おきなわの管理運営業務については、収支構造の改善のため、経費の見直しや自己収入の確保等に計画的に取り組むこと。

また、当該契約内容を検証し、更に効率化を図るとともに、透明性を確保すること。

# (別添) 独立行政法人日本芸術文化振興会に係る政策体系図

## 1 振興会を取り巻く環境の変化

### 文化芸術基本法の改正

「文化芸術基本法」が平成29年に改正され、文化芸術の振興にとどまらず、観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業その他の関連分野における施策を法律の範囲に取り込むとともに、文化芸術により生み出される様々な価値を文化芸術の継承、発展及び創造に活用することが目指されるなど、文化芸術の重要性は一層高まっており、振興会にも法の基本理念の実現に寄与することが求められている。

### 文化観光推進法の制定

「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」（文化観光推進法）が令和2年に制定され、文化資源の積極的な活用を図り、国内外の幅広い来訪者にその魅力を分かり易く紹介することで、我が国の文化観光に資することが求められている。

### 国立劇場再整備等事業

国立劇場等については、令和5年度をもって閉館し、PFI事業による再整備を進めることとなっている。伝統芸能の保存振興を図るために国立劇場等が果たしてきた機能を再整備期間中も継続するとともに、今後他の劇場施設についても老朽化が見込まれることから、長期的な視点で改修計画を検討することが必要である。



## 2 振興会のミッション

- ・ 芸術の創造又は普及を図るための活動、地域の文化の振興を目的として行う活動などに対して多様な資金を活用した文化芸術活動に対する助成金の交付及びこれらに関する情報提供などに積極的に取り組む。
- ・ 伝統芸能の保存振興を図るため、長期的な視点に立った伝統芸能伝承者の養成を行うとともに、伝統芸能を伝承のままの姿で公開を行う。
- ・ 現代舞台芸術の振興普及を図るため、国際的な活躍が期待できる水準のオペラやバレエの実演家、確かな演技力を備えた次代の演劇を担う実演家の育成を行うとともに、国際的に比肩しうる高い水準の自主制作による現代舞台芸術の公演を実施する。
- ・ 伝統芸能の公開及び現代舞台芸術の公演の充実等に資するため、調査研究並びに資料の収集及び活用を実施する。また、得られた成果等については、伝統芸能及び現代舞台芸術の理解と促進を図るため、研究者・教育者、文化芸術関係組織・機関等及び国民一般に幅広く提供するとともに、関係機関等と連携した取組を進めるなど効果的に活用する。

# 独立行政法人日本芸術文化振興会（日本芸術文化振興会）の使命等と目標との関係

## （使命）

芸術家及び芸術に関する団体が行う芸術の創造又は普及を図るための活動その他の文化の振興又は普及を図るための活動に対する援助を行い、あわせて、我が国古来の伝統的な芸能の公開、伝承者の養成、調査研究等を行い、その保存及び振興を図るとともに、我が国における現代の舞台芸術の公演、実演家等の研修、調査研究等を行い、その振興及び普及を図り、もって芸術その他の文化の向上に寄与する。

## （現状・課題）

### ◆課題

- ・我が国の文化芸術活動に対する援助に関する中核的な拠点としての、アーツカウンシル機能の強化。
- ・より幅広く多くの人々に鑑賞機会を提供していくための、新たな観客層の開拓・育成。
- ・現代舞台芸術分野における、国内で優れたアーティストが切磋琢磨する環境の醸成。
- ・振興会が所蔵する公演映像等の各種資料についてのデジタルアーカイブ化の推進、映像配信・公開・利用の促進。
- ・伝統芸能分野の養成研修における、応募者の増加と研修生の就業定着。
- ・公演事業における収支の改善、多様な財源の獲得。
- ・専門人材の養成・確保、そのための外部機関との交流及び外部人材との連携や多様な働き方の活用。

## （環境変化）

- 文化芸術推進基本計画（第2期）において、我が国におけるアーツカウンシル機能の強化が示されている。また、文化芸術のグローバル展開の加速として、世界の目線や潮流、市場を踏まえた積極的かつ戦略的な文化芸術の発信、世界中の人々を惹きつける開かれた文化芸術の拠点となるために必要な人材育成、環境づくり、気候変動や持続的な開発といった地球規模の課題の解決への貢献が求められている。
- 「文化観光拠点施設を中核とした地域における文化観光の推進に関する法律」が制定され、我が国の文化観光に資することが求められている。
- 国立劇場等が果たしてきた機能を再整備期間中も継続するとともに、他の劇場施設についても長期的な視点で改修計画を検討することが必要となる。

## （中期目標）

- アーツカウンシル機能の強化に向けた体制強化、及び芸術団体に対して自律的・持続的発展を目指す伴走型支援の在り方について検討する。
- 国立劇場等の再整備期間中には、代替施設での事業の実施により、これまで国立劇場等が果たしてきた機能を継続する。
- 「日本博 2.0」の企画・実施等における中心的な役割を担う事務局を運営し、観光需要の回復や、体験滞在の満足度向上等に寄与する取組を図る。
- 養成事業において、分野横断的に所管する体制を整備し、養成事業に関する国民の認知度を高めるとともに、研修修了後の就業定着に努める。
- 現代舞台芸術分野において、研修環境の充実と、グローバルトップとなりうる実演家の養成を図る。
- ICTを活用した舞台映像の配信等により、国内外の幅広い人に鑑賞の機会を提供する。
- 保有財産の有効活用、クラウドファンディング等を活用した外部資金の獲得など多様な財源確保に努める。